

鳥取市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年9月23日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第35号

鳥取市手数料条例の一部を改正する条例

鳥取市手数料条例（平成12年鳥取市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「申請」の次に「（別表第1の7の項から45の項までに定める事務に関するもの（鳥取市が行うものを除く。）を除く。）」を加える。

別表第1の7の項中「申請」の次に「及び建築物の計画の通知」を加え、同表の8の項中「申請」の次に「及び建築設備の計画の通知」を加え、同表の9の項中「申請」の次に「及び工作物の計画の通知」を加え、同表の10の項中「申請」の次に「及び建築物の完了検査の通知」を加え、同表の11の項中「申請」の次に「及び建築設備の完了検査の通知」を加え、同表の12の項中「申請」の次に「及び工作物の完了検査の通知」を加え、同表の13の項中「申請」の次に「及び中間検査を受けた建築物の完了検査の通知」を加え、同表の14の項中「申請」の次に「及び建築物の中間検査の通知」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の鳥取市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後になされる申請及び通知に係る手数料について適用する。